

標準市議会会議規則等の一部改正について（前期までの経緯）

地方自治法の一部改正

- 令和 5 年 5 月 8 日、地方自治法が改正され、議会が関わる法令上の手続について、一括してオンラインによる方法で行うことができるようになった。（令和 5 年法律第 19 号）
- 一方「地方自治法では書面等が要求されておらず、会議規則・委員会条例によって書面等が要求されている場合や書面等を前提とする手続」についてもオンライン化を可能とするため、標準市議会会議規則・標準市議会委員会条例（以下「標準市議会会議規則等」という。）の改正が必要となった。

標準市議会会議規則・標準市議会委員会条例の一部改正

- 令和 6 年 2 月 16 日、全国市議会議長会から標準市議会会議規則等の一部改正の通知があった。
- 標準市議会会議規則等の改正点は、大きく分けて 3 つの分類がある。
 - ① オンライン化に関するもの
 - ② 常用漢字の変更に伴う字句の整理、現在の規定では運営上の支障となえる条文の整理
 - ③ 現在の社会情勢等に照らし改正が適当と判断されたもの

船橋市議会会議規則・船橋市議会委員会への対応

- 令和 6 年 2 月 27 日の議会運営委員会から標準市議会会議規則等の一部改正への対応について協議をはじめることになった。
- 標準市議会会議規則等と船橋市議会会議規則・船橋市議会委員会条例（以下「市の会議規則等」という。）を比較し、市の会議規則等の新旧対照表を作成し、改正内容を次の 4 つに分類した。（R6.5.22 議運資料参照）
 - ① 字句の整理に関する改正（**緑色**の部分）
 - ② オンライン化・デジタル化の対象となる手続きに係る改正（オンライン委員会以外）（**黄色**の部分）
 - ③ オンライン委員会に係る改正（**ピンク色**の部分）
 - ④ その他の改正（**オレンジ色**の部分）
- 上記①字句の整理に関する改正④その他の改正のうち、全会派の合意が得られた箇所を標準市議会会議規則等に倣い改正することとし、令和 7 年第 1 回定例会に「船橋市議会会議規則の一部を改正する規則」を議会運営委員会が議会に提出し、可決された。

裏面へ続く

今期への申し送り

- 前期に協議が終了しなかった②オンライン化・デジタル化の対象となる手続きに係る改正（(1)請願陳情の提出手続きに係る部分(2)それ以外）③オンライン委員会に係る改正に係る協議について、今期に申し送りされた。
- また、令和 6 年 11 月 29 日の議会運営委員会の中で委員長より次のような趣旨の発言があった。

委員長（岡田とおる）

令和 5 年第 4 回定例会において「陳情提出のオンライン化に関する陳情」の審査の際、討論の中で、

「現在の当議会の請願陳情の取扱い方を一度精査する必要がある、オンライン化を考えるに当たって、まずその部分の整理ができてからが望ましい」といった発言や、

「オンライン化の環境整備という点では賛成するが、慎重に取り扱わなければならない」等の発言があった。

これらの発言も踏まえて、今後委員会でどのように協議を進めていくか。各会派からのご意見を伺った上で、その決定後、具体的な協議に入っていくこととしたいと思う。